

1 京都市旅館業施設建築等指導要綱に基づく手続（建築確認申請を伴う計画の場合）

(1) 計画の公開

20日間
経過後

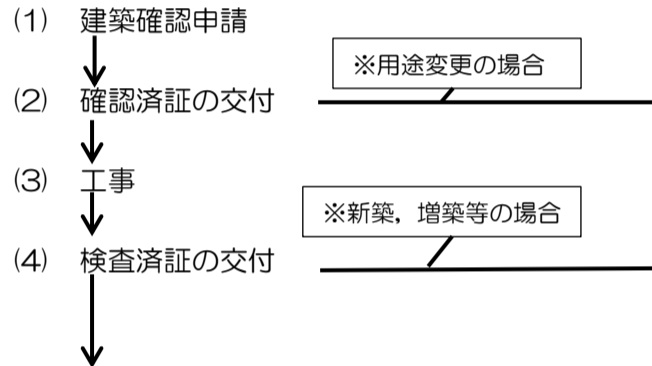
【標識の設置】
 ・敷地内の見やすい場所に、計画の概要を記載した標識を設置【様式あり】
 ・標識を設置した後、ただちに医療衛生センターに以下の事項を報告すること。
 標識を設置した日、標識を設置した場所、標識を設置した場所の周囲おおむね200mの区域内の見取図、標識を設置した場所及びその周辺状況を示す写真、標識の記載事項を容易に判読することができる写真
 ・標識の設置期間は、市長の承認申請を行う20日前から建築確認申請の確認済証の交付を受けるまで
 【近隣住民等への説明】
 ・近隣住民等に対し、計画の概要について説明を行うとともに、必要と認められるときは、説明会を開催する等の措置を講ずること。
 ・説明範囲は下図（★）【近隣説明の範囲】のとおり

(2) 計画の承認申請

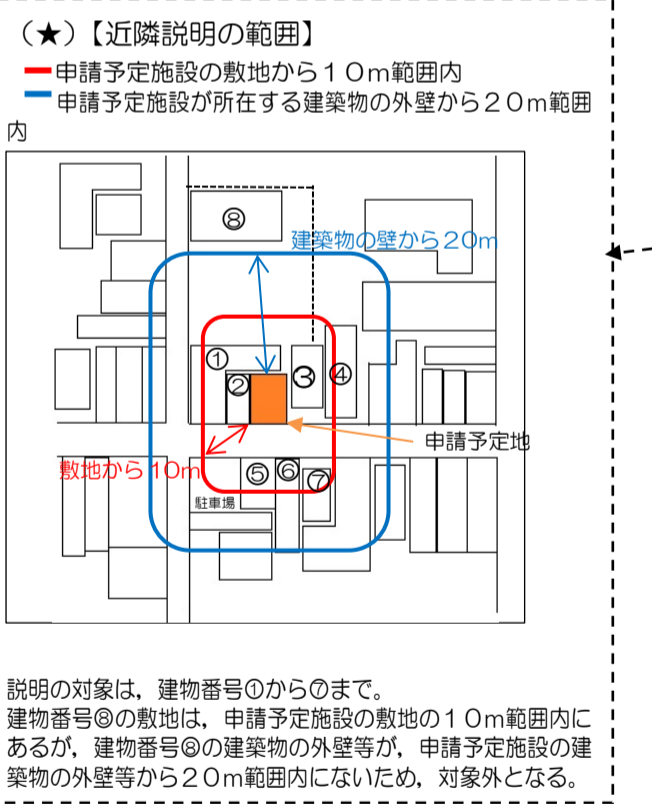
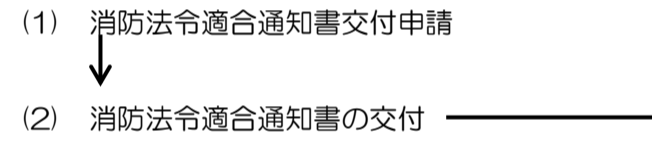
●添付書類
 構造設備の概要、公開結果報告書、標識を設置している状況を撮影した写真、付近見取図、配置図、平面図、客室の床面積・寝室面積及び窓面積並びにその算定根拠を表等により示す書類、玄関帳場の詳細図（正面図・側面図等）、立面図、室内の仕上げを明示した書類、屋外広告物を設置する場所の付近見取図、屋外広告物の意匠及び形態を明示した図面、その他市長が必要と認める書類

(3) 計画承認通知書の交付

2 建築基準法に基づく手続



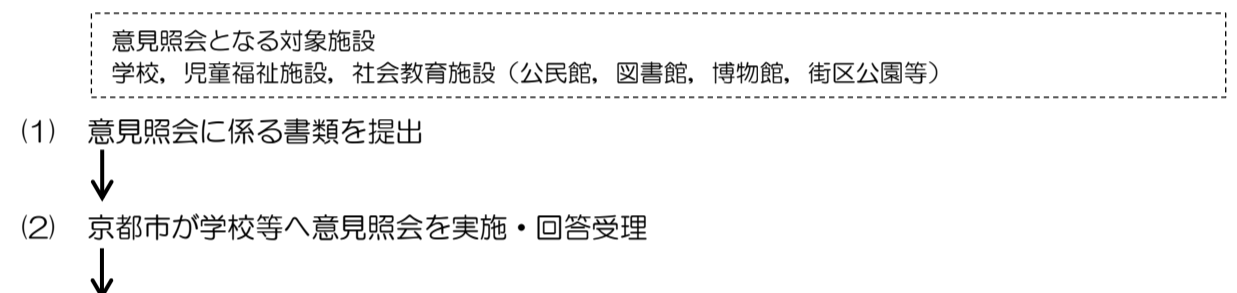
3 消防法令に基づく手続



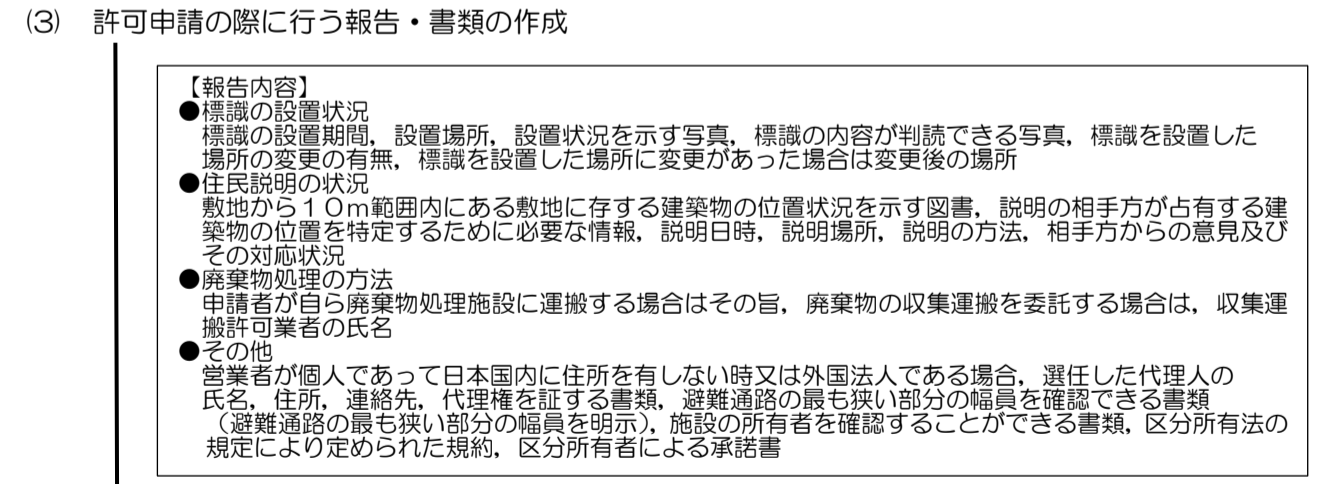
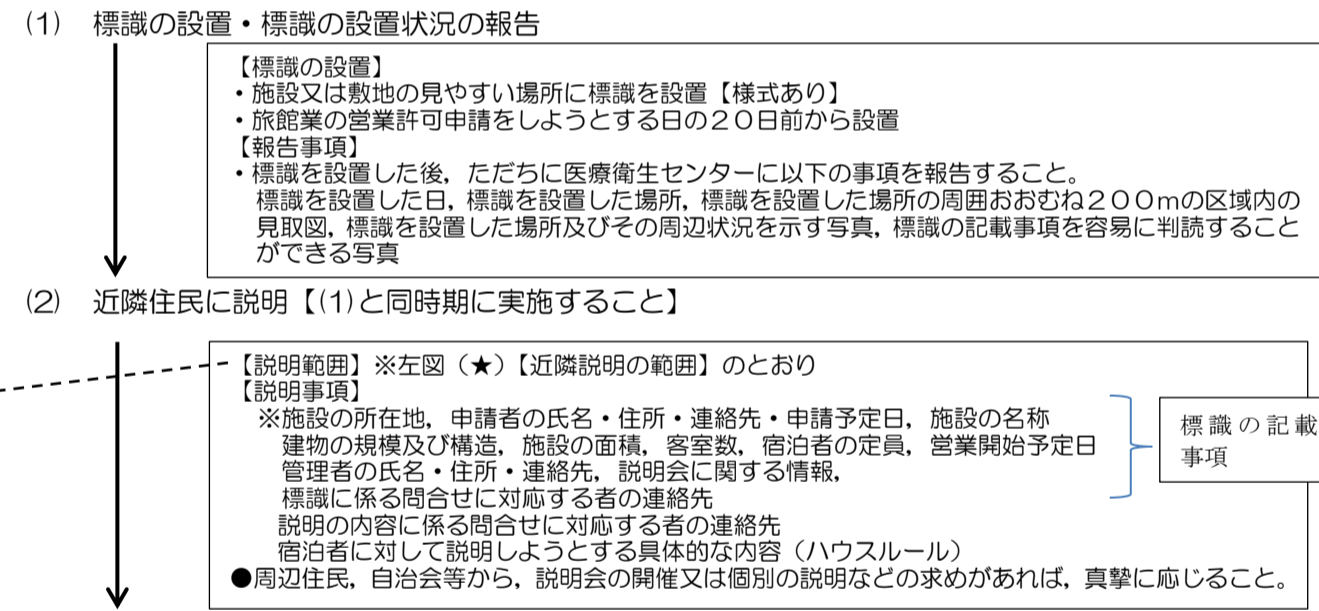
営業者の適正な旅館業の運営に当たる遵守事項
 ●玄関帳場等で面接により宿泊者の本人確認及び人数確認をしなければならない。
 ●玄関帳場での面接の際に、周辺住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項及び施設の使用方法を説明しなければならない。（必要に応じて外国語を用いる。）
 ●周辺住民等からの苦情及び問合せ等、緊急の事態に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。
 ●施設の外部から見やすい場所に、以下の項目を記載した標識を設置しなければならない。
 【旅館業施設】
 ・営業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
 ・施設の名称
 ・営業の種別
 ・管理者の連絡先
 ・施設外玄関帳場の所在地（施設外玄関帳場を設置する場合）
 【施設外玄関帳場】
 ・施設外玄関帳場である旨
 ・管理する施設の名称

旅館業法に基づく手続

4 学校等への意見照会（※）照会対象施設の敷地から110m区域内の場合



5 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例に基づく手続



6 旅館業の営業許可申請

